

## 付録 4 我が国における科学者共同体による過去の声明等の例

### 付録 4-1 日本学術会議「科学者の行動規範について」(2011年12月19日、抜粋)

#### 科学者の行動規範

科学は、合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系であり、人類が共有するかけがえのない資産でもある。また、科学研究は、人類が未踏の領域に果敢に挑戦して新たな知識を生み出す行為といえる。

一方、科学と科学研究は社会と共に、そして社会のためにある。したがって、科学の自由と科学者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得る。ここでいう「科学者」とは、所属する機関に関わらず、人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する研究者、専門職業者を意味する。

このような知的活動を担う科学者は、学問の自由の下に、自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受するとともに、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。特に、科学活動とその成果が広大で深遠な影響を人類に与える現代において、社会は科学者が常に倫理的な判断と行動を成すことを求めている。したがって、科学がその健全な発達・発展によって、より豊かな人間社会の実現に寄与するためには、科学者が社会に対する説明責任を果たし、科学と社会の健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立する必要がある。科学者の倫理は、社会が科学への理解を示し、対話を求めるための基本的枠組みでもある。

これらの基本的認識の下に、日本学術会議は、科学者個人の自律性に依拠する、すべての学術分野に共通する必要最小限の行動規範を以下のとおり策定した。これらの行動規範の遵守は、科学的知識の質を保証するため、そして科学者個人及び科学者コミュニティが社会から信頼と尊敬を得るために不可欠である。

#### (科学者の責任)

1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

#### (科学者の行動)

2 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

#### (自己の研鑽)

3 科学者は自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

#### (説明と公開)

4 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客觀性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

#### (研究活動)

5 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

#### (研究環境の整備)

6 科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

#### (法令の遵守)

7 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

#### (研究対象などへの配慮)

8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

## (他者との関係)

9 科学者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

## (差別の排除)

10 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

## (利益相反)

11 科学者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(以上)

## 科学者の行動規範の自律的実現を目指して

日本学術会議は、自律する科学者コミュニティを確立して、科学の健全な発展を促すため、全ての教育・研究機関、学協会、研究資金提供機関が、各機関の目的と必要性に応じて、科学者の誠実で自律的な行動を促すため、具体的な研究倫理プログラム(倫理綱領・行動指針などの枠組みの制定とそれらの運用)を自主的かつ速やかに実施することを要望する。

そこで、参考までに、以下に具体的な取組として求められる事項の例を列挙する。「科学者の行動規範」の趣旨も御参照いただきたい。

## (組織の運営に当たる者の責任)

1 「科学者の行動規範」の趣旨を含む、各機関の倫理綱領・行動指針などを策定し、それらを構成員に周知して遵守を徹底すること。

2 組織の運営に責任を有する者が自ら指導力をもって研究倫理プログラムに関与し、不正行為が認められた場合の対応措置について、予め制度を定めておくこと。各組織内に研究倫理に関する常設的、専門的な委員会・部署・担当者など、対応の体制を整備すること。

## (研究倫理教育の必要性)

3 構成員に対して、不正行為の禁止、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱い等を含む研究活動を支える行動規範、並びに研究活動と社会の関係を適正に保つ研究倫理に関する教育・研修と啓発を継続的に行うこと。特に、若い科学者に、科学における過去の不正行為を具体的に学ばせながら、自発的に考えさせる研究倫理教育を進めること。

## (研究グループの留意点)

4 各機関内の研究グループ毎に、自由、公平、透明性、公開性の担保された人間関係と運営を確立することによって、研究倫理に関する意見交換を促進し、不正行為を犯さぬように日々互いに注意を喚起する環境を醸成すること。また、構成員が、科学的研究に従事することによって、かけがえのない公共的な知的事業に参加し、それを育んでいるという目的意識を共有すること。

## (研究プロセスにおける留意点)

5 研究の立案・計画・申請・実施・報告などのプロセスにおいて、科学者の行動規範を遵守して誠実に行動するよう周知徹底すること。

## (研究上の不正行為等への対応)

6 ねつ造、改ざん及び盗用などの不正行為の疑義への対応のため、以下に示すような制度を早急に確立し、運用すること。

(1) 不正行為などの疑義の申し立てや相談を受け付ける窓口を設けること。その際、受付内容が誣告に当たらないか、十分精査すること。

(2) 申立人に将来にわたって不利益が及ぼないよう、十分な配慮を施すこと。

(3) 不正行為などの疑義があった場合には、定められた制度に沿って迅速に事実の究明に努め、必要な対応を公正に行い、その結果を公表すること。特に、データのねつ造、改ざん及び盗用には、厳正に対処すること。

7 研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守するよう周知徹底すること。また、研究活動を萎縮させないように十分留意しつつ、利益相反に適切に対応できるルールを整備すること。

## (自己点検システムの確立)

8 自己点検・自己監査システムによって、倫理プログラム 자체を評価し、改善を図ること。

(以上)

## 付録 4-2 日本学術会議「日本学術会議憲章」(2008年4月8日)

科学は人類が共有する学術的な知識と技術の体系であり、科学者の研究活動はこの知的資産の外延的な拡張と内包的な充実・深化に関わっている。この活動を担う科学者は、人類遺産である公共的な知的資産を継承して、その基礎の上に新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与するとともに、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている存在である。日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを受け止め、責任ある研究活動と教育・普及活動の推進に貢献してこの負託に応えるために、以下の義務と責任を自律的に遵守する。

- 第1項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議して実現を図ること、科学に関する研究の拡充と連携を推進して一層の発展を図ることを基本的な任務とする組織であり、この地位と任務に相応しく行動する。
- 第2項 日本学術会議は、任務の遂行にあたり、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性を深く認識して行動する。
- 第3項 日本学術会議は、科学に基づきられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する。
- 第4項 日本学術会議は、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与するとともに、科学の最先端を開拓するための研究活動の促進と、蓄積された成果の利用と普及を任務とし、それを継承する次世代の研究者の育成および女性研究者の参画を促進する。
- 第5項 日本学術会議は、内外の学協会と主体的に連携して、科学の創造的な発展を目指す国内的・国際的な協同作業の拡大と深化に貢献する。
- 第6項 日本学術会議は、各国の現在世代を衡平に処遇する観点のみならず、現在世代と将来世代を衡平に処遇する観点をも重視して、人類社会の共有資産としての科学の創造と推進に貢献する。
- 第7項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関として持続的に活動する資格を確保するため、会員及び連携会員の選出に際しては、見識ある行動をとる義務と責任を自発的に受け入れて実行する。
- 日本学術会議のこのような誓約を受けて、会員及び連携会員はこれらの義務と責任の遵守を社会に対して公約する。

(以上)

## 付録 5 我が国における科学的助言機能の強化に係る報告書等

### 付録 5-1 科学技術イノベーション政策推進のための有識者研究会報告書 (2011年12月19日、抜粋)

#### 5. 科学技術イノベーション顧問(仮称)の具体像

##### (1) 科学技術イノベーション顧問(仮称)の政府部内における位置づけ

###### ① 政府部内における役割(既存の体制との関係)

科学者の助言や緊急時の対応について、各府省の審議会、政府への助言機能を果たしている独立行政法人、各種危機管理体制など様々な既存の体制がある中で、科学技術イノベーション顧問(仮称)の設置を検討する意義としては以下の点が挙げられる。

###### ○ 行政のミッションから独立した立場での適時的確な助言

- ・現在の各府省の審議会や政府への助言機能を果たしている独立行政法人は、各行政分野のミッションの実現に向け、当該行政を担う府省のニーズを踏まえた助言を行っている。これを補完して、各行政分野で科学的知見が有効に活用されるように、施策の立案や執行、評価反映の各段階で当該行政のミッションから独立の立場で主務大臣、各府省及び各府省所管の研究機関に対して適時的確な助言を行うとともに、政府における科学的知見の活用に関し、適切な科学技術データが活用されていることを担保することが可能となること

###### ○ 緊急時における一元的情報提供

- ・緊急事態発生時に、錯綜する情報を集約・整理して、一元的に内閣総理大臣及び関係各大臣に情報を提供して、既存の危機管理体制がより一層有効に機能するようにするとともに、国民に対しても緊急事態の現状及びその対策について一元的に情報を提供することが可能となること

###### ○ 科学的助言への専念による中立性の確保

- ・予算編成作業に関わらないことで、各府省の行政ミッションとは独立した立場で、科学技術イノベーション推進のために専門的知見に基づく助言を行うことへの専念が可能となるため、関係者がより容易に助言を受け入れることが可能となること

##### ② 内閣総理大臣及び科学技術イノベーション政策担当大臣に対する科学技術イノベーション顧問(仮称)の必要性

内閣総理大臣及び科学技術イノベーション政策担当大臣は、我が国科学技術イノベーション政策全体を俯瞰する立場にあり、科学技術イノベーションに関する専門的知見に基づいて、あらゆる行政分野の科学技術イノベーション関連施策について各府省を調整し、各施策の推進を図る必要がある。しかし、両大臣が科学技術の最新の内容を常時把握することは難しく、また科学技術によるイノベーションの創出につなげる方策は複雑かつ多様であることから、各府省に対して的確な調整を行い、科学技術イノベーション政策を各府省が着実に実施するためには、両大臣に対する科学技術イノベーション顧問(仮称)の設置が必要である。

内閣総理大臣及び科学技術イノベーション政策担当大臣に対して科学的助言を行う科学技術イノベーション顧問(仮称)は、内閣総理大臣が任命することを検討すべきである。

内閣総理大臣及び科学技術イノベーション政策担当大臣に対する科学技術イノベーション顧問(仮称)については、科学技術イノベーション政策の対象範囲が広範であることを考慮し、科学技術イノベーション顧問(仮称)を複数名置くことも考えられる。この場合、人数については、科学技術イノベーション顧問(仮称)となる者の専門的知見の分野についてバランスに配慮しつつ検討することが重要である。

なお、この科学技術イノベーション顧問(仮称)については、「司令塔」に参加する有識者数全体の検討も踏まえつつ、時の内閣総理大臣の判断により、有識者として「司令塔」の審議に参加することも認められるべきである。

###### ③ 首席科学技術イノベーション顧問(仮称)

後述の各省に科学技術イノベーション顧問(仮称)を設置する場合も含め、科学技術イノベーション顧問(仮称)が複数設置される場合には、英国のように、内閣総理大臣及び科学技術イノベーション政策担当大臣に助言を行う者のうち1名を首席科学技術イノベーション顧問(仮称)とし、責任の所在を明確にする必要がある。

#### ④各省における科学技術イノベーション顧問(仮称)の設置

科学技術イノベーション顧問(仮称)は、前述のように、各行政分野で科学技術イノベーションに関する知見が有効に活用されるように、当該行政のミッションから独立した立場で主務大臣、各省及び各省所管の研究機関に対して科学的助言や科学的知見の適切な活用の担保を行うことが重要である。

このため、科学技術イノベーションと関係の深い各省の各大臣に対しても科学的助言が行われるようになすべきであり、科学技術イノベーションと関係の深い省に、科学技術イノベーション顧問(仮称)を設置することについて、審議会等の既存組織との関係や科学技術イノベーション顧問(仮称)が同顧問が設置される省との間でどのようにして中立性を維持できるかという点も踏まえて検討すべきである。

#### ⑤科学技術イノベーション顧問会議(仮称)

科学技術イノベーション顧問(仮称)が複数設置される場合には、これらの顧問から構成される科学技術イノベーション顧問会議(仮称)の設置を検討すべきである。同会議においては、各顧問が最新の科学技術イノベーションに関する情報や各省における科学技術イノベーション政策に関する取組について意見交換を行うことにより、政府部内において整合性のとれた科学的助言を担保するとともに、各顧問(仮称)が科学技術イノベーションに関する助言の観点から各府省を横断的に俯瞰することができるような運営を行いうる体制の在り方を検討すべきである。

#### ⑥対外的な役割

科学技術イノベーション顧問(仮称)は、科学技術イノベーション関係者(学界及び産業界等)の情報に基づく助言を各大臣に行うと同時に、各府省における科学技術イノベーション政策に関する情報を科学技術イノベーション関係者に伝達することにより、科学技術イノベーション関係者と政府との間をつなぐ役割を担う存在とすべきである。

また、国民の関心が高い科学技術イノベーション行政に関する情報を国民に適切に周知する役割を担うべきである。但し、科学技術イノベーション行政に関するスペークスマントとしては、科学技術イノベーション顧問(仮称)と国民からの負託を受けている科学技術イノベーション政策担当大臣等の政務三役との間で適切に役割分担することが望まれる。

さらに、首席科学技術イノベーション顧問(仮称)については、米国の科学技術担当大統領補佐官や英国の首席科学技術顧問と定期的に会合をもつことにより、科学技術外交面で我が国が世界をリードしていくことも期待される。

なお、欧州委員会においても、欧州委員会委員長に対する科学技術顧問を設置することが検討されているという情報もあり、この場合には、日米英欧の科学技術に関する顧問による協力体制の構築も期待される。

### (2)科学技術イノベーション顧問(仮称)の事務

#### ①内閣総理大臣等科学技術イノベーション関係大臣への科学的助言

5(1)において指摘した通り、科学技術イノベーション顧問(仮称)は、政府の科学技術イノベーション関係施策の実施にあたり、内閣総理大臣、科学技術イノベーション政策担当大臣及び科学技術イノベーション政策に関する各大臣に対し、科学技術に関する知見の活用が適切に行われるよう、科学技術に関する助言、情報の提供等を実施する。

但し、緊急時の助言は、様々な情報の集約・整理とその整理に基づく適時的確な情報の提供が重要であるとともに、他の法令の規定に基づく緊急時の対応と調和が保たれるようにすることが重要である。

なお、科学技術イノベーション顧問(仮称)の科学的助言は、各省の所掌する行政事務のうち科学技術イノベーションに関するものについて、その行政が科学技術イノベーションに関する専門的知見を的確に活用しているかという観点から行うものであり、助言を受けた者は、その助言に対する具体的な対応について対外的に説明すべきある。助言への対応については、後述するように、具体的なルールを作ることが必要である。

#### ②適切な情報発信

科学技術イノベーション顧問(仮称)は、国民の関心が高い科学技術イノベーション行政に関する情報を国民に適切に周知する事務を担うことが重要である。

#### ③関係行政機関への協力要請

科学技術イノベーション顧問(仮称)の助言の質を高めるため、関係する審議会その他の関係行政機関の長及び科学技術イノベーションに関し識見を有する者から必要な協力を得ることが重要であり、そのための仕組みを構築すべきである。

### (3)科学技術イノベーション顧問(仮称)のサポート体制、人選その他

#### ①科学アカデミー及び産業界との関係

科学技術イノベーション顧問(仮称)は、実効性のある質の高い助言を行うために、自らを支える事務局機能をもつとともに、日本学術会議を中心とした科学アカデミーからの専門的知見に関する情報提供や産業界からのイノベーションを中心とした情報提供を定期的に受ける仕組を構築することが必要である。

#### ②科学技術イノベーション顧問(仮称)の人選等

科学技術イノベーション顧問(仮称)は、自らの専門以外の専門的知見について、当該専門家から助言を予断なく受け入れ、科学技術全体、さらにはイノベーションに関する取組状況を俯瞰し、自らと関係の深い組織との利害関係にとらわれることなく、中立・公平な立場で、自らの責任で最適と考える助言を行うことができる人物を学界、産業界及び社会の各セクターから選定すべきである。科学技術イノベーション顧問(仮称)は、内閣総理大臣、科学技術イノベーション政策担当大臣又は関係大臣との間の信頼関係を構築できることが重要であるとともに、科学者をはじめ科学技術イノベーション政策に関する者からも信頼される者であることが必要である。

科学技術イノベーション顧問(仮称)は、内閣総理大臣や各大臣に助言する立場にあることから、自らの助言の中立性・信頼性を高めるため、自らが属していた集団あるいは属している集団との利害関係にとらわれないことを担保する措置を講じることにより、その助言が利益相反とならないようにすべきである。

このため、首席科学技術イノベーション顧問(仮称)については、常勤を原則とすべきである。首席以外の科学技術イノベーション顧問(仮称)は、科学技術に関する有識者の中から幅広く優秀な人材を確保するため、危機管理時の対応などその責任を明確にした上で、必ずしも常勤としなくとも良いこととすべきである。また、常勤の場合でも、範囲を明確に限定した上で他の職務との兼務を認めることも検討すべきである。

科学技術イノベーション顧問(仮称)の任期については、任命する内閣総理大臣の判断も踏まえる必要があるが、継続性に配慮した任期とすることを検討すべきである。

### (4)「司令塔」内における助言と科学技術イノベーション顧問(仮称)の科学的助言

#### ①機能の違い

科学技術イノベーション政策に対する科学的助言に関しては、「司令塔」内で実施される助言と科学技術イノベーション顧問(仮称)が行う科学的助言とに大別される。

前者が政策決定への助言の中で、科学的知見に基づく助言に加え、科学技術イノベーション政策に関する資源の配分に関する助言等幅広い政策的な観点からの助言についても行うのに対し、後者は、科学的な知見に基づく、資源配分等からは中立な立場からの助言であり、両者の機能の違いについては留意する必要がある。

#### ②「司令塔」と科学技術イノベーション顧問(仮称)の連携

上述のように両者の助言の機能の違いに留意する必要があるが、首席科学技術イノベーション顧問(仮称)が、学界や産業界の有識者と同じ立場で「司令塔」に加わり、「司令塔」内の科学技術イノベーション政策の企画立案の際の助言に参画することが想定される。

この場合、科学的助言を実施する首席科学技術イノベーション顧問(仮称)に対する科学技術イノベーション政策の多様な関係者の信頼感の確保する観点からは、首席科学技術イノベーション顧問(仮称)は、「司令塔」において助言を行う役割と内閣総理大臣及び科学技術イノベーション政策担当大臣に対して科学的助言を行う役割の違いを十分に自覚するものとする。

このため、首席科学技術イノベーション顧問(仮称)が内閣総理大臣に対する科学的助言を実施する際、その助言の内容が本来「司令塔」内における検討において実施すべき内容に当たる事項については、同顧問は、内閣総理大臣に対し、その事項は「司令塔」において検討することを要請することが求められる。

なお、首席科学技術イノベーション顧問(仮称)が「司令塔」の有識者として加わるかどうかは、その時々の内閣総理大臣が判断すべきである。

#### ③助言と政治的意思決定の関係

国民の科学技術行政に対する信頼性を高める観点から、英国等の例を参考に「司令塔」内における有識者の助言及び科学技術イノベーション顧問(仮称)の科学的助言と政治的な意思決定の関係を規定するルール作りを行うことが必要である。

## 6. 新しい科学技術イノベーション政策推進組織（「司令塔」及び科学技術イノベーション顧問（仮称））を支える体制

### （1）科学技術イノベーション政策関係者による支援

「司令塔」及び科学技術イノベーション顧問（仮称）が的確な判断を下すことを可能とするためには、学界、産業界及びその他の社会セクターからの情報提供が不可欠である。

このため、日本学術会議法で「わが国の科学者の内外に対する代表機関」として位置付けられている日本学術会議はもとより、日本経団連、その他の各団体（科学技術イノベーションの成果のユーザーを含む）等から「司令塔」及び科学技術イノベーション顧問（仮称）に対し、各府省から中立な立場で専門的な知見が提供される仕組を構築することが必要である。

具体的には、「司令塔」及び科学技術イノベーション顧問（仮称）と日本学術会議、日本経団連、その他の科学技術イノベーション政策の関係者が定期的に意見交換を行う等により、「司令塔」及び科学技術イノベーション顧問（仮称）とのコミュニケーションを十分に確保すべきである。

この場合、P14 で述べた「科学技術イノベーション戦略協議会」の活用も検討すべきである。

また、日本学術会議については、政府からの諮問に応える役割を有していることから、「司令塔」及び科学技術イノベーション顧問（仮称）に対し必要な情報提供等の支援を行うための科学的助言機能を充実させることも求められる。

なお、「司令塔」の透明性、公正さを維持する観点から、日本学術会議、日本経団連、その他の各団体等から提供された専門的な知見については、社会に広く公表することを原則とすべきである。

### （2）「司令塔」及び科学技術イノベーション顧問（仮称）を支える事務局の在り方

#### ①共通事務局

「司令塔」及び科学技術イノベーション顧問（仮称）は利益相反となることは想定しにくいこと及び人材の効率的な活用の観点から、両者を支える事務局は同一であっても差支えないと考えられる。

#### ②事務局の陣容

事務局については、科学技術イノベーションに関する多様な関係者から構成されるべきであり、組織の肥大化を招かないよう留意しつつ、期待される機能が發揮されるような体制整備を図る一方法として、科学技術イノベーションを理解している行政官の他、若手研究者をキャリアパスの一環として登用することを検討すべきである。特に科学技術イノベーション政策に関する調査分析は恒常的に実施する必要があることから、専門的知見を有する研究者の登用が重要である。

また、調査分析を行う人材（シンクタンク的人材）と並んで関係府省間を連携させる仲介の役割も担う人材（政策起業家的人材）を事務局において登用することで、この種の人材のキャリアパスの構築も検討するべきである。このような若手研究者のキャリアパスの構築が、人材の育成・確保につながるという観点からも重要である。但し、具体的な登用に当たっては、研究者が年間を通じて行う事務は具体的にどの程度あるのか、行政官と比べた場合の優位性について整理することが必要である。

国民の「司令塔」の事務局に対する信頼感の醸成のためには、事務局に在籍する行政官のキャリアパスの在り方（出向元との関係、科学技術イノベーションを専門とする人材の育成、大学及び産業界からの登用等）についても明確なルールを整理することが必要である。

なお、事務局に在籍する行政官の在任期間の長期化を図るべきである。

#### ③事務局のシンクタンク機能の在り方

科学技術イノベーション政策の企画立案においては、各界各層の多様な科学技術関係者（基礎研究からイノベーションまで）の動向や社会からの科学技術への社会的期待や科学技術の社会的影響を把握することが重要であり、このためには事務局のシンクタンク機能を充実させることが必要である。

効果的な調査分析機能強化の観点から、事務局は既存の科学技術に関する様々なシンクタンク（公的研究機関、大学等）との連携を現状以上に強化すべきである。

その際、各シンクタンクの調査分析に関する的確な指示、調査分析結果の検討を事務局において行うことが重要である。このため、事務局に行政府あるいは研究開発法人に属するシンクタンク機能を持つ既存の組織との人事交流により、他の事務局部門から独立した、自主性をもった「調査分析部門」を設置し、科学技術イノベーションに関するシンクタンクとのネットワークの中核とすることを検討すべきである。

## 付録 5-2 日本学術会議幹事会声明「東日本大震災からの復興と日本学術会議の責務」(2011年9月22日、抜粋)

2011年3月11日、東北・太平洋沖を震源とした大地震、それに続く大津波、そしてこれらを誘因とする東京電力福島第1原子力発電所の深刻な事故は、未曾有の複合災害として東日本地域を襲い、甚大な被害をもたらしました。その日から半年が経過しました。この間、日本学術会議は、3月18日の緊急集会の開催と幹事会声明の公表を起点として、東日本大震災への対策を行う特別の体制を構築しました。その下で、大災害からの復旧・復興および原発事故への対処について緊急の提言活動を集中的に進め、放射線被害からの防護について広く市民への説明活動を行い、また海外アカデミーに対して原発事故に関する報告書を発信しました。さらに、これから加速すべき復興について、計画や具体的な措置等を政府および関係機関に提案するとともに、日本の今後のエネルギー政策のあり方について国民的議論に資するための調査報告を社会に提示したところです。

このように日本学術会議は、これまでにない密度の高い活動を展開してきました。とはいわれわれは、日本学術会議がその責務を十分に果たしたとは考えていません。大震災からの復興は、まだ緒についたばかりで多くの困難を抱え、また、原発事故の最終処理の終了に至るまでおそらく一世代にも渡る時間を要することが予想されます。日本学術会議は、これらの課題解決に向けて科学・技術の弛まぬ進展を追求し、全力で取り組むことこそ、いま問われるべき責務であるとの自覚を深くしています。東日本大震災からの復興のための取組みをいつそう前進させるにあたって、日本学術会議はこの半年の活動を振り返り、1つには政府との関係について、もう1つは広く市民との関係について、その新たな構築が必要であると考えます。

未曾有の複合災害の中で必要とされたのは、科学者の英知を結集して政府への的確な助言・提言を行うことになりました。このことをあらためて考えなければなりません。個々の科学者が専門的知見をばらばらに述べるだけでは、社会に対しても政府に対しても科学者の社会的責任を果たしえる適切な助言となりえません。それゆえ科学者コミュニティーは、特定の理論や見解に依拠するような偏ったものではなく、多くの専門知に基づけられる俯瞰的、中立的な検討を通じて統合的な知を形成し、それに基づいて社会と政府に助言・提言を行うことを求められます。他方、政府は、科学者コミュニティーが自立的に活動することを保障し、科学者に対して問題に関する情報を広く開示し、科学者コミュニティーの助言・提言を政策的判断の基礎として考慮することが求められます。いうまでもなく、科学者コミュニティーの助言・提言はあくまで政策決定者への助言であり、政策決定が依拠しうる根拠の1つを提示するものにとどまります。

日本学術会議は、国民に対する責務として、政府に対して科学者コミュニティーからの有効にして適切な助言・提言を1つの声として(複数の選択肢の提示も含めて)まとめあげることを課題としています。今回の緊急事態のなかで、われわれはどこまでこの責務を追求したかを自省しなければなりません。日本学術会議は、自らの職務を独立に行うという原則の下、科学者コミュニティーから統合的な知を形成するための方法と原則をより深く検討し、政府との信頼関係の構築に努め、国民の困難を解決するべく政府への助言・提言活動を前進させる決意です。政府に対しても、日本学術会議のこのような役割を考慮のうえ、科学的助言についての位置づけを検討することを要請します。

この半年の活動の中で、社会と政府への助言・提言活動とならんで、その必要性が強く感得されたのは、市民に対する説明の活動です。とくに放射性物質の被害からの防護の問題は、広範囲の地域に渡り、かつ、大気、水、土壤、農作物、水産物、家畜、野生動植物、森林等のあらゆるものへの広がりにおいて、市民の生活と健康に大きな不安を引き起こしました。日本学術会議は、この問題について専門家によって構成する放射線の健康への影響と防護分科会を設置し、シンポジウムの開催などを含めて対応し、また防護基準の考え方に関する会長談話も発出しました。ここにおける日本学術会議の活動は、社会に対する助言・提言の趣旨とあわせて日本学術会議が任務の1つとする科学リテラシーの普及という性格をより強く示すものでした。

市民への説明の活動において明らかになったのは、科学者が明確な科学的知識を市民に伝達することだけではその役割が果たせないということです。市民の感じる問題、抱える不安、解決への展望を知る要求に対して、学術の側が常に明確な回答を持ちえているわけではありません。現代社会において、科学にとって問われるが答えられない問題の存在は、すでに多く指摘されているところです。社会のための科学(science for society)のコンセプトは、科学者が証明された知を社会に提供することでよしとするのではなく、社会のなかで科学者ができるかぎりの科学的知識を提供しながら、市民と問題を共有し、そのコミュニケーションの中で解決を共に模索するというあり方を要求するものであると考えます。日本学術会議は、このような視点から今後いつそう創意的な取組を進める覚悟です。(以下略)

## ■戦略提言作成メンバー■

有本 建男	副センター長	(政策ユニット リーダー)
○ 佐藤 靖	フェロー	(政策ユニット)
長野 裕子	フェロー	(政策ユニット)
前田 知子	フェロー	(政策ユニット)
岡村 麻子	フェロー	(政策ユニット)
小山田和仁	フェロー	(政策ユニット)

○：主担当

※お問い合わせ等は下記ユニットまでお願いします。

CRDS-FY2011-SP-09

### 戦略提言

### 政策形成における科学と政府の役割及び 責任に係る原則の確立に向けて

#### STRATEGIC PROPOSAL

Toward the Establishment of Principles Regarding the Roles and  
Responsibilities of Science and Government in Policy Making

平成 24 年 3 月 March 2012

独立行政法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター 政策ユニット  
Policy Unit, Center for Research and Development Strategy  
Japan Science and Technology Agency

---

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 番地

電 話 03-5214-7481

ファックス 03-5214-7385

<http://crds.jst.go.jp/>

@2012 JST/CRDS

許可無く複写／複製することを禁じます。

引用を行う際は、必ず出典を記述願います。

No part of this publication may be reproduced, copied, transmitted or translated  
without written permission. Application should be sent to [crds@jst.go.jp](mailto:crds@jst.go.jp). Any  
quotations must be appropriately acknowledged.

---